令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(令和4年局長通知)」の補足事項について(令和5年2月3日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局財務課長・初等中等教育企画課長通知)【概要】

本通知の位置付け

令和4年12月23日に公表した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、<u>令和4年</u> 局長通知の内容を補足するもの。



働き方改革に関する取組や時間外在校等時間の状況は全体として改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教師も多く、また、 自治体・学校間の取組状況に差が見られ、更に取組を加速する必要がある。

①勤務時間管理の徹底等について

- 学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下、「上限 方針」という。)等を地方公共団体の条例や規則等へ可及的速やかに 反映(※1)(遅くとも令和5年度中)
 - ※1 文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」に実施にあたり、従来から前提としている 客観的な在校等時間の実施に加え、上限方針の規則等への反映も前提とする
- 所管に属する学校全ての教育職員の<u>在校等時間(※2)の把握の徹底</u>
 - ※2 在校時間(休日・週休日を含む)を基本とし、下記(1)及び(2)を加え、(3)及び(4)を除いた時間
 - (1) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
 - (2) 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外 勤務)等の時間
 - (3) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
 - (4) 休憩時間
- ICTの活用やタイムカート等による<u>在校等時間の客観的な把握が未実施</u> の教育委員会に対する実施の徹底(遅くとも令和5年度中)

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- <u>保護者や地域住民等の理解・協力</u>を得ながら働き方改革に係る取組 を促進するため、ホームページ等における<u>働き方改革に係る取組状況</u> の原則公表(※3)
- ※3 文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」に実施にあたり、配置する学校の設置者である 各教育委員会のホームページ等において、働き方改革に係る取組状況の公表も前提とする

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- ○「学校・教師が担う業務に係る3分類」(※4) のうち、<u>保護者や地域住民等の理解・協力</u>を得る必要のある取組の<u>学校運営協議会</u>等における<u>議題化</u>の促進
- 学校徴収金の取り扱いについて、事務職員が一括して管理する等の<u>教師</u> が関与することがない仕組みの構築

※4 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校次州が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも雑励担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、 児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育を募金、保護・地域や対論機に動推進員 ・地域ボンティ等が担うべき。	(多調査・統計等への回答等(再務職員等) (事務職員等) (多児童生徒の休み時間における対応 輸業・地域ボランディブ等) (予校内清掃 (輸業・地域ボランティア等) (多部活動)(部活動指導員等) (※部活動の設置・選営は法令上の義務ではないが、 (またどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	③給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑪授業準備(補助的業務へのサポートスタップの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタップの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (手務職員等との連集・部外部委託等) 鄧進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

④ICTを活用した校務効率化について

○ 多くの自治体で導入が進む教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡 調整手段のデジタル化において、「緊急時等における学校からの一斉連絡」、「保護 者向けアンケート」に比べて実施の少ない「欠席・遅刻連絡」及び「学校からの日常的 なお便りのデジタル化の推進

等